

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第69号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則
(新潟県建築士法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県建築士法施行細則(昭和26年新潟県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別記 第1号様式 (第5条関係) 2級 木造建築士免許申請書 (略)		別記 第1号様式 (第5条関係) 2級 木造建築士免許申請書 (略)	
(略)		(略)	
欠格事由	1 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に 処せられたことがあ りますか。 ある□ ない□ (略)	欠格事由	1 <u>禁錮</u> 以上の刑に処 せられたことがあり ますか。 ある□ ない□ (略)
	2～5 (略)		2～5 (略)
(略)		(略)	

(新潟県県政功労者顕彰等に関する規則の一部改正)

第2条 新潟県県政功労者顕彰等に関する規則(昭和28年新潟県規則第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(顕彰等の停止)	(顕彰等の停止)
第6条 第3条の規定により表彰を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の規定による優遇を行わず若しくは停止し、又は第5条の規定による弔辞及び弔祭料の贈呈を行わないことがある。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。 (3) (略)	第6条 第3条の規定により表彰を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、第4条の規定による優遇を行わず若しくは停止し、又は第5条の規定による弔辞及び弔祭料の贈呈を行わないことがある。 (1) (略) (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。 (3) (略)
2 (略)	2 (略)

(新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和32年新潟県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(年金等請求書類の様式)	(年金等請求書類の様式)
第31条 年金又は一時金の請求書は、おおむね別紙第1号様式から第16号様式の2までに準じて作成しなければならない。	第31条 年金又は一時金の請求書は、おおむね別紙第1号様式から第16号様式までに準じて作成しなければならない。

2・3 (略)

別紙

第1号様式 (第31条関係)
(略)

第1号様式の2 (第31条関係)
(略)

第1号様式の3 (第31条関係)
(略)

第2号様式 (第31条関係)
(略)

第3号様式 (第31条関係)
(略)

第4号様式 (第31条関係)
(略)

第5号様式 (第31条関係)
(略)

第6号様式 (第31条関係)
(略)

第7号様式 (第31条関係)
(略)

第8号様式 (第31条関係)
(略)

第8号様式の2 (第31条関係)
(略)

第8号様式の3 (第31条関係)
(略)

第8号様式の4 (第31条関係)
(略)

2・3 (略)

別紙

第1号様式
(略)

第1号様式の2
(略)

第1号様式の3
(略)

第2号様式
(略)

第3号様式
(略)

第4号様式
(略)

第5号様式
(略)

第6号様式
(略)

第7号様式
(略)

第8号様式
(略)

第8号様式の2
(略)

第8号様式の3
(略)

第8号様式の4
(略)

第9号様式 (第31条関係)

(略)

第10号様式 (第31条関係)

(略)

第10号様式の2 (第31条関係)

(略)

第11号様式 (第31条関係)

(略)

第12号様式 (第31条関係)

(略)

第13号様式 (第31条関係)

(略)

第14号様式 (第31条関係)

(略)

第15号様式 (第31条関係)

(略)

第16号様式 (第31条関係)

(略)

第16号様式の2 (第31条関係)

(略)

第17号様式 (第31条関係)

(略)

第18号様式 (第31条関係)

(略)

第19号様式 (第31条関係)

(略)

第20号様式 (第31条関係)

(略)

第9号様式

(略)

第10号様式

(略)

第10号様式の2

(略)

第11号様式

(略)

第12号様式

(略)

第13号様式

(略)

第14号様式

(略)

第15号様式

(略)

第16号様式

(略)

第16号様式の2

(略)

第17号様式

(略)

第18号様式

(略)

第19号様式

(略)

第20号様式

(略)

第20号様式の2 (第31条関係)

(略)

年 月 日職名を退職した後3年を超える拘禁刑又は在職中の職務に関する犯罪により拘禁刑以上の刑に処せられる等条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

(略)

第20号様式の3 (第31条関係)

(略)

上の者は、年 月 日(職名)を退職した後死亡まで3年を超える拘禁刑又は在職中の職務に関する犯罪により、拘禁刑以上の刑に処せられる等条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

(略)

第20号様式の4 (第31条関係)

(略)

年 月 日職員死亡後3年を超える拘禁刑に処せられる等条例に規定する遺族年金を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

(略)

第20号様式の5 (第31条関係)

(略)

第20号様式の6 (第31条関係)

(略)

第20号様式の7 (第31条関係)

(略)

年 月 日(罪名)により拘禁刑年 月の刑に処せられたが、年 月 恩日執行猶予の言渡しを取り消されることな
赦

第20号様式の2

(略)

年 月 日職名を退職した後3年をこえる懲役若しくは禁この刑又は在職中の職務に関する犯罪により禁こ以上の刑に処せられる等条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

(略)

第20号様式の3

(略)

上の者は、年 月 日(職名)を退職した後死亡まで3年をこえる懲役若しくは禁この刑又は在職中の職務に関する犯罪により、禁こ以上の刑に処せられる等条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

(略)

第20号様式の4

(略)

年 月 日職員死亡後3年をこえる懲役又は禁この刑に処せられる等条例に規定する遺族年金を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

(略)

第20号様式の5

(略)

第20号様式の6

(略)

第20号様式の7

(略)

年 月 日(罪名)により懲役年 月の刑に処せられたが、年 月 恩日執行猶予の言渡しを取り消されることなく
赦

くその期間を経過したことにより刑の言渡しの効力が失われたものとされたものであることを申し立てる。
(略)

その期間を経過したことにより刑の言渡しの効力が失われたものとされたものであることを申し立てる。
(略)

第20号様式の8 (第31条関係)

(略)
上の者は、 年 月 日 (罪名) により拘禁刑 年 月の刑に処せられたが、
恩
年 月 日執行猶予の言渡しを取り消され
赦
ることなくその期間を経過したことにより刑の言渡しの効力が失われたものとされたものであることを申し立てる。
(略)

第20号様式の8

(略)
上の者は、 年 月 日 (罪名) により^こ禁錮
り懲役 年 月の刑に処せられたが、
恩
年 月 日執行猶予の言渡しを取り消され
赦
ることなくその期間を経過したことにより刑の言渡しの効力が失われたものとされたものであることを申し立てる。
(略)

第20号様式の9 (第31条関係)

(略)

第20号様式の9

(略)

第20号様式の10 (第31条関係)

(略)

第20号様式の10

(略)

第21号様式 (第31条関係)

(略)

第21号様式

(略)

第23号様式 (第31条関係)

(略)

第23号様式

(略)

第24号様式 (第31条関係)

(略)

第24号様式

(略)

第25号様式 (第31条関係)

(略)

第25号様式

(略)

第26号様式 (第31条関係)

(略)

第26号様式

(略)

第27号様式 (第31条関係)

(略)

第27号様式

(略)

第28号様式 (第32条関係)

(略)

第29号様式 (第32条関係)

(略)

第30号様式 (第32条関係)

(略)

第31号様式 (第32条関係)

(略)

第32号様式 (第32条関係)

(略)

第33号様式 (第32条関係)

(略)

第34号様式 (第32条関係)

(略)

第36号様式 (第42条関係)

(略)

第37号様式 (第44条関係)

(略)

第38号様式 (第46条関係)

(略)

無期又は3年を超える拘禁刑に処せられたこと

3年以下の拘禁刑に処せられたこと

(略)

第39号様式 (第46条関係)

(略)

遺族年金受給者が無期又は3年を超える拘禁刑に処せられたこと

遺族年金受給者が3年以下の拘禁刑に処

第28号様式

(略)

第29号様式

(略)

第30号様式

(略)

第31号様式

(略)

第32号様式

(略)

第33号様式

(略)

第34号様式

(略)

第36号様式

(略)

第37号様式

(略)

第38号様式

(略)

無期又は3年をこえる懲役若しくは禁この刑に処せられたこと

3年以下の懲役又は禁この刑に処せられたこと

(略)

第39号様式

(略)

遺族年金受給者が無期又は3年をこえる懲役若しくは禁この刑に処せられたこと

遺族年金受給者が3年以下の懲役又は禁

せられたこと

この刑に処せられたこと

(略)

(略)

第40号様式 (第46条関係)

第40号様式

(略)

(略)

第41号様式 (第46条関係)

第41号様式

(略)

(略)

第42号様式 (第52条関係)

第42号様式

(略)

(略)

第43号様式 (第53条関係)

第43号様式

(略)

(略)

第44号様式 (第56条関係)

第44号様式

(略)

(略)

第45号様式 (第56条関係)

第45号様式

(略)

(略)

第46号様式 (第56条関係)

第46号様式

(略)

(略)

第47号様式 (第56条関係)

第47号様式

(略)

(略)

第48号様式 (第56条関係)

第48号様式

(略)

(略)

第49号様式 (第57条関係)

第49号様式

(略)

(略)

第50号様式 (第57条関係)

第50号様式

(略)

(略)

第51号様式 (第58条関係)

第51号様式

(略)

(略)

第52号様式 (第58条関係)

第52号様式

(略)

(略)

第53号様式 <u>(第59条関係)</u> (略)	第53号様式 (略)
第54号様式 <u>(第59条関係)</u> (略)	第54号様式 (略)
第55号様式 <u>(第60条関係)</u> (略)	第55号様式 (略)
第56号様式 <u>(第60条関係)</u> (略)	第56号様式 (略)
第57号様式 <u>(第61条関係)</u> (略)	第57号様式 (略)
第58号様式 <u>(第61条関係)</u> (略)	第58号様式 (略)
第59号様式 <u>(第63条関係)</u> (略)	第59号様式 (略)
第60号様式 <u>(第64条関係)</u> (略)	第60号様式 (略)

(新潟県災害救助法施行細則の一部改正)

第4条 新潟県災害救助法施行細則(昭和35年新潟県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別記 第1号様式の1 <u>(第6条関係)</u> 公用令書 (略)	別記 第1号様式の1 公用令書 (略)
第1号様式の2 <u>(第6条関係)</u> 公用令書 (略)	第1号様式の2 公用令書 (略)
第1号様式の3 <u>(第6条関係)</u> 公用令書 (略)	第1号様式の3 公用令書 (略)
第1号様式の4 <u>(第6条関係)</u> 公用令書	第1号様式の4 公用令書

(略)

第2号様式 (第6条関係)

公用変更令書

(略)

第3号様式 (第6条関係)

公用取消令書

(略)

第4号様式 (第6条関係)

強制物件台帳

(略)

第5号様式 (第8条関係)

(略)

第6号様式 (第9条関係)

(略)

第7号様式 (第10条関係)

公用令書

(略)

(裏面)

<p>従事令書の交付を受けた者の心得</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により6月以下の拘禁刑又は300,000円以下の罰金に処せられる。</p>
--

第8号様式 (第10条関係)

公用取消令書

(略)

第9号様式 (第10条関係)

救助従事者台帳

(略)

第10号様式 (第14条関係)

実費弁償請求書

(略)

第11号様式 (第15条関係)

(略)

第12号様式 (第16条関係)

療養
休業
障害

(略)

第2号様式

公用変更令書

(略)

第3号様式

公用取消令書

(略)

第4号様式

強制物件台帳

(略)

第5号様式

(略)

第6号様式

(略)

第7号様式

公用令書

(略)

(裏面)

<p>従事令書の交付を受けた者の心得</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処せられる。</p>

第8号様式

公用取消令書

(略)

第9号様式

救助従事者台帳

(略)

第10号様式

実費弁償請求書

(略)

第11号様式

(略)

第12号様式

療養
休業
障害

災害救助法による遺族扶助金支給申請書 葬祭 打切 (略)	災害救助法による遺族扶助金支給申請書 葬祭 打切 (略)
---------------------------------------	---------------------------------------

(新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和45年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>懲役、禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) (略)</p>

(新潟県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第6条 新潟県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年新潟県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前														
<p>第25号様式（第11条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">年金支給停止事由発生・消滅届</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>1 (略)</td></tr> <tr><td>2 心身障害者が<u>拘禁刑</u>に処せられ、刑の執行を受けている。</td></tr> <tr><td>3 (略)</td></tr> <tr><td>1 (略)</td></tr> <tr><td>2 心身障害者が<u>拘禁刑</u>の執行を解かれた。</td></tr> <tr><td>3 (略)</td></tr> </table>	(略)	1 (略)	2 心身障害者が <u>拘禁刑</u> に処せられ、刑の執行を受けている。	3 (略)	1 (略)	2 心身障害者が <u>拘禁刑</u> の執行を解かれた。	3 (略)	<p>第25号様式（第11条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">年金支給停止事由発生・消滅届</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>1 (略)</td></tr> <tr><td>2 心身障害者が<u>懲役・禁固</u>の刑に処せられ、刑の執行を受けている。</td></tr> <tr><td>3 (略)</td></tr> <tr><td>1 (略)</td></tr> <tr><td>2 心身障害者が<u>懲役・禁固</u>の刑の執行を解かれた。</td></tr> <tr><td>3 (略)</td></tr> </table>	(略)	1 (略)	2 心身障害者が <u>懲役・禁固</u> の刑に処せられ、刑の執行を受けている。	3 (略)	1 (略)	2 心身障害者が <u>懲役・禁固</u> の刑の執行を解かれた。	3 (略)
(略)															
1 (略)															
2 心身障害者が <u>拘禁刑</u> に処せられ、刑の執行を受けている。															
3 (略)															
1 (略)															
2 心身障害者が <u>拘禁刑</u> の執行を解かれた。															
3 (略)															
(略)															
1 (略)															
2 心身障害者が <u>懲役・禁固</u> の刑に処せられ、刑の執行を受けている。															
3 (略)															
1 (略)															
2 心身障害者が <u>懲役・禁固</u> の刑の執行を解かれた。															
3 (略)															

(新潟県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第7条 新潟県自然環境保全条例施行規則（昭和49年新潟県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>第6号様式（第27条関係）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（略）</p> <p>第45条 第20条第1項若しくは第2項（第25条第2項において準用する場合を含む。）又は第25条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>（略）</p> </div> <p>（略）</p>	<p>第6号様式（第27条関係）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（略）</p> <p>第45条 第20条第1項若しくは第2項（第25条第2項において準用する場合を含む。）又は第25条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>（略）</p> </div> <p>（略）</p>
---	--

（新潟県土地改良区等検査規則の一部改正）

第8条 新潟県土地改良区等検査規則（昭和59年新潟県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）<u>第132条第1項又は第133条第1項</u>（法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、土地改良区、土地改良区連合、土地改良事業団体連合会（法第111条の5の地方連合会に限る。）及び法第95条第1項の規定により土地改良事業を行う法第3条に規定する資格を有する者（以下「土地改良区等」という。）に対して行う検査（以下「検査」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（検査の要領）</p> <p>第7条 検査は、別に定めるところにより、土地改良区等の業務及び会計について物件又は帳簿、証拠書類その他業務記録等を精査し、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、<u>利水調整規程</u>、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反する事実の有無並びに業務及び会計の適否を明らかにするものとする。</p> <p>別記様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（略）</p> <p>上記の者は、土地改良法<u>第132条第1項又は第133条第1項</u>（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定により検査を行う職員であることを証明する。</p> <p>（略）</p> </div> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>土地改良法（<u>抜粋</u>）</p> </div>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）<u>第132条</u>（法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、土地改良区、土地改良区連合、土地改良事業団体連合会（法第111条の5の地方連合会に限る。）及び法第95条第1項の規定により土地改良事業を行う法第3条に規定する資格を有する者（以下「土地改良区等」という。）に対して行う検査（以下「検査」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（検査の要領）</p> <p>第7条 検査は、別に定めるところにより、土地改良区等の業務及び会計について物件又は帳簿、証拠書類その他業務記録等を精査し、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反する事実の有無並びに業務及び会計の適否を明らかにするものとする。</p> <p>別記様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（略）</p> <p>上記の者は、土地改良法<u>第132条</u>の規定により検査を行う職員であることを証明する。</p> <p>（略）</p> </div> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>土地改良法（<u>抜すい</u>）</p> </div>

第84条 土地改良区連合については、この法律に特別の定めのある場合を除いて、土地改良区に関する規定（これに係る罰則を含む。）を準用する。

第132条 農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区又は第95条第1項の規定により土地改良事業を行う第3条に規定する資格を有する者に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させるために必要があると認めるときは、これらの者からその事業に関し報告を徴し、又はこれらの者の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

第133条 土地改良区の組合員等が、その総数の10分の1以上の同意を得て、その土地改良区の事業又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反する疑いがあることを理由として検査を請求した場合には、都道府県知事は、その土地改良区の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

第138条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

(4) 第132条第1項若しくは第2項又は第133条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第132条 農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区又は第95条第1項の規定により土地改良事業を行う第3条に規定する資格を有する者に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させるために必要があると認めるときは、これらの者からその事業に関し報告を徴し、又はこれらの者の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

2 農林水産大臣は、連合会に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款を遵守させるために必要があると認めるときは、連合会からその事業に関し報告を徴し、又は連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

第138条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

三 第132条又は第133条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

新潟県土地改良区等検査規則（抜すい）

第3条 検査は、知事の指定する職員（以下「検査員」という。）が行う。

2 検査員は、別記様式による土地改良区等検査員証を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（新潟県漁業調整規則の一部改正）

第9条 新潟県漁業調整規則（令和2年新潟県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第47条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</u></p> <p>第55条 次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</u></p> <p>(1) 第33条第1項、第34条から第36条まで、第37条第1項、第3項若しくは第4項、第38条、第39条、第41条第1項、第42条第1項又は第43条の規定に違反した<u>とき。</u></p> <p>(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第42条第3項の規定により付けた条件に違反した<u>とき。</u></p> <p>(3) 第23条第1項(第33条第13項において準用する場合を含む。)、第33条第13項において準用する第22条第2項、第41条第2項又は第46条第1項の規定に基づく命令に違反した<u>とき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第56条 第25条第1項(第44条第8項において準用する場合を含む。)、第31条、第33条第10項又は第40条第1項の規定に違反したときは、<u>当該違反行為をした者は、科料に処する。</u></p>	<p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第33条第1項、第34条から第36条まで、第37条第1項、第3項若しくは第4項、第38条、第39条、第41条第1項、第42条第1項又は第43条の規定に違反した<u>者</u></p> <p>(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第42条第3項の規定により付けた条件に違反した<u>者</u></p> <p>(3) 第23条第1項(第33条第13項において準用する場合を含む。)、第33条第13項において準用する第22条第2項、第41条第2項又は第46条第1項の規定に基づく命令に違反した<u>者</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第56条 第25条第1項(第44条第8項において準用する場合を含む。)、第31条、第33条第10項又は第40条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第4条中新潟県災害救助法施行細則別記第7号様式の改正(「第31条」を「第32条」に改める部分に限る。)、第8条中新潟県土地改良区等検査規則別記様式の改正(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。)、第9条中新潟県漁業調整規則第47条の改正、第55条の改正(同条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。)及び第56条の改正並びに附則第5項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この規則の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行後にした行為に対して、他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(改正前の規則に定める様式に関する経過措置)

- 5 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 6 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。